

浜松市「部活動地域展開等推進事業」移行支援モデル 公募要領
(スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」)

1 事業の趣旨

中学校の部活動は、これまで生徒のスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な活動を通して、多くの教育的意義を有してきました。

しかし、全国的に少子化が進展する中、浜松市も部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況となっています。

そのような中、国では令和 4 年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、部活動を地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動へ移行していくこととされました。それを踏まえ、本市においては、令和 8 年 9 月より、休日の部活動を地域クラブ活動へ随時移行していくことを示しました。

本市の地域クラブ活動は、地域の多様な団体に運営を委ね、市が定めた要件を満たした団体を、市が認定する地域クラブ「はまクル」として登録して活動を展開していくこととしています。

本事業は、国事業を活用した実証事業として、移行支援モデルを設定し、地域クラブの運営等に関する課題を明確にするとともに、モデルケースを構築していくこととします。

2 移行支援モデル（既存クラブの市認定地域クラブへの移行支援）の詳細

(1) 事業内容（実証内容）

本事業は、既存の中学校地域クラブや浜松市スポーツ協会加盟団体等の中で 6 団体程度を選定し、市認定地域クラブ（はまクル加盟クラブ）として持続可能な自走運営を目指し、移行に向けた課題や適切な行政支援のあり方、市の認定要件の実効性等について、必要な課題整理や検証を行います。

モデル団体については、既存のクラブ団体から公募し、運営母体の種別、競技・種目、地域等を考慮して選定します。また、中学校地域クラブなど、運営母体の種別によっては休日の部活動を中止し、モデル団体での活動のみを行うことで、令和 8 年 9 月以降を想定した検証を進めます。

なお、本事業は、本市が業務委託した民間事業者が事務局となり、主にリモートにて各モデル団体のニーズに応じた運営支援を行う中で、以下に想定される業務内容の実証を進めます。

- ①はまクルの認定要件等の明確化を図る取組
- ②モデル団体のニーズに応じた活動支援及び相談体制の構築
- ③指導者の適切な報酬額や参加者の適正な受益者負担に関する取組・検証
- ④資金管理に関する取組（民間事業者が開発・運用するアプリ等を活用した資金管理、会費徴収システムの試験的運用）
- ⑤学校と地域クラブの連携に関する取組・助言
- ⑥スポーツ協会、競技団体、大学、企業等との連携に関する取組・助言
- ⑦学校施設の効果的な活用や管理方法に関する取組・助言
- ⑧参加者の募集・周知に関する取組

(2) 公募の対象となるクラブ団体

- ① 中学校地域クラブ、浜松市スポーツ協会加盟団体、NPO 法人等で、現在中学生を対象にスポーツ活動を行っているクラブ団体
- ② 令和8年9月より市が認定する地域クラブ（はまクル加盟クラブ）へ移行することを希望しているクラブ団体

※中学校地域クラブについては、単独での移行だけでなく、以下の場合も対象とします。

- ア 近隣にある複数の中学校地域クラブを統合して、1つの地域クラブへ移行する場合
- イ 母体となる中学校地域クラブに、近隣の中学校で中学校地域クラブがない中学生も参加の対象とする場合

(3) 応募期間 令和7年6月25日（水）～令和7年7月18日（金）17時必着

(4) 応募方法・応募先

別添資料1『浜松市「部活動地域展開等推進事業」モデル団体希望申請書』に必要事項を記載し、以下のメールアドレスに提出してください。

〔応募先〕 浜松市教育委員会指導課 shido@city.hamamatsu-szo.ed.jp

※中学校地域クラブについては、クラブ代表者が学校管理職と相談・了承のうえ、該当中学校より提出するように依頼してください。

(5) モデル団体の選定方法

- ① 選定
運営母体の種別、競技・種目、地域等を考慮し、横展開に向けたモデルケースになり得るかという基準に基づき、教育委員会で審査し、選定します。
- ② 選定結果の通知
選定結果については、7月末を目途に、応募した全てのクラブ団体に通知します。

(6) 実証期間 令和7年8月～令和8年2月

(7) 実証期間中のスケジュール及び主な活動内容

	モデル団体の主な活動内容
8月	事業説明会への参加、事務局とのヒアリング ①
9月	はまクル加盟クラブの認定要件に満たした規約・申請書類の作成 保護者説明会の開催 ②
10月	はまクル加盟クラブとしての活動 ③
11月	はまクル加盟クラブとしての活動
12月	はまクル加盟クラブとしての活動
1月	活動報告書類の作成、アンケートの回答 ④
2月	実証結果分析（事務局） ⑤
3月	実証結果報告（事務局）

① 事業説明会への参加、事務局とのヒアリング

- ・モデル団体決定後、8月中旬までに本事業を所管する教育委員会指導課が、各クラブ団体への事業説明会を実施します。
- ・はまクル加盟クラブとして持続可能な自走運営をしていくために必要な支援について、8月下旬までに事務局（業務委託した民間事業者）が各クラブ団体からヒアリングやアンケート調査を行います。

〔各クラブ団体のニーズに応じた運営支援の例〕

- ・生徒・保護者の連絡調整
- ・指導者の謝金支払い（会費徴収システムの活用）
- ・活動場所の手配、遠征の対応
- ・地域クラブ活動における運営相談
- ・学校部活動との連携

② はまクル加盟クラブの認定要件を満たした規約・申請書類の作成、保護者説明会の開催

- ・各クラブ団体の代表者は、はまクルの認定要件を満たした規約を作成します。

〔はまクルの認定要件〕

- 1 基本理念に沿った活動の目的及び活動計画
 - 2 複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制
 - 3 コンプライアンス意識の徹底を図るための方策
 - 4 公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制
 - 5 活動中のけがや賠償等のための保険への加入
- ・規約や申請書類の作成については、事務局がサポートをします。
 - ・はまクルの活動は、受益者負担が原則です。できる限り低廉な価格で会費を設定し、運営します。
 - ・各クラブ団体の代表者は、活動計画書及び収支予算書を作成し、指導者や運営スタッフに対し、適切な報酬額を設定し、支払うこととします。
 - ・活動期間中の資金管理のために、クラブ活動のための専用の口座が必要です。現在クラブとしての口座がない場合は、活動開始時まで開設をしてください。
 - ・9月中に、クラブに参加している生徒・保護者を対象に、保護者説明会を開催します。

③ はまクル加盟クラブとしての活動

- ・10月～12月の3か月間の休日が、はまクル加盟クラブとしての活動期間となります。
- ・中学校地域クラブ及び、浜松市スポーツ協会加盟団体やNPO法人で特定の部活動を母体としたクラブ団体については、原則、活動期間中の休日の部活動を中止し、モデル団体での活動のみとします。ただし、中体連新人大大会が10月に実施される場合等、部活動として参加が決定している大会については、参加することが可能です。
- ・モデル団体での活動については、月に最低2回以上実施します。土日どちらか1日は休養日とし、練習もしくは練習試合の場合は、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、準備・片付けも含め3時間程度とします。

- ・モデル団体として大会へ参加することは可能です。その場合の活動時間は特に指定しませんが、保護者の了承を得た上で、生徒の過度な負担にならないように配慮して参加するようにしてください。
- ・指導者には、平日の部活動を担当する中学校顧問（部活動指導員）は携わることができません。クラブ団体関係者、地域のスポーツ指導者、保護者等から指導者を確保してください。指導者資格等の有無は求めません。
- ・活動場所は中学校施設を無償で使うことができます。公共施設（有料）での活動も可能です。
- ・はまクルの活動は休日のみなので、平日の部活動との連携や情報共有を図る必要があります。

④ 活動報告書類の作成、アンケートの回答

- ・はまクルの活動終了後、1月中に事務局のサポートのもと、活動報告書及び収支決算書を作成します。また、事務局が依頼したアンケート調査に回答します。対象は参加生徒、保護者、指導者、クラブ代表者になります。

⑤ 実証結果分析

- ・事務局がアンケート調査等の結果を分析し、報告書にまとめます。必要に応じてクラブ団体関係者や参加生徒、保護者にヒアリング調査を実施する場合があります。

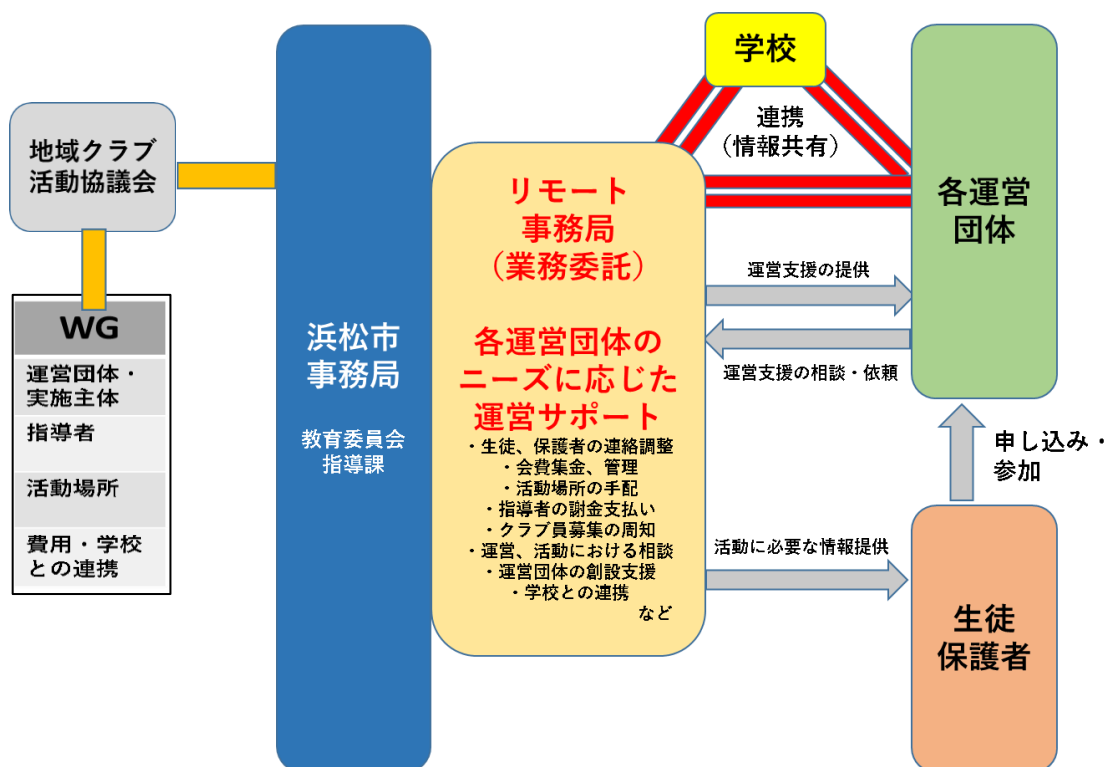
（８）クラブ団体及び参加者の費用負担

- ・各クラブ団体の運営に係る費用は、受益者負担が原則ですが、本事業の活動期間中は、指導者の報酬や活動に必要な物品購入を含めた費用の一部を市で負担します。負担額等については、モデル団体決定後の事業説明会にて説明します。
- ・参加する生徒及び指導者には、自身の怪我等を保障する保険と個人賠償責任保険への加入を義務付けます。

（９）事業報告・公表

- ・本事業は、スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」の一環として、本市が実施するものです。本事業の取組は、スポーツ庁に事業報告します。また、本市においても、地域クラブ活動協議会（「３ 事業実施体制」参照）にて、取組の進捗状況等を報告していきます。
- ・本事業の趣旨に鑑み、モデル団体の取組を事例集等にまとめ、モデルケースとして市民に公表し、横展開を進めていきます。その際は、個人情報の取扱いには十分配慮いたします。

3 事業実施体制



※浜松市が業務委託した「リモート事務局」が、モデル団体へのサポートを担います。

【問合せ先】

浜松市教育委員会 指導課 担当 寺澤・新村・小笠原
〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1
TEL 053-457-2411